

各位

令和 5 年 12 月 14 日、国土交通省不動産・建設経済局 建設業課よりメールにて下記の情報がありましたのでお知らせいたします。

記

<補足>【事務連絡（国交省）】インボイス制度に関する周知等について（協力依頼）

(周知依頼文より抜粋)

建設業法第 27 条の 37 の規定に基づく届出団体 ご担当者様

平素よりお世話になっております。

国土交通省建設業課です。

本年 10 月 1 日より、消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始され、貴団体傘下の建設業者におかれましては、様々なご対応をいただいていることと存じます。

インボイス制度の円滑な定着に向けて、国税庁等におきまして、事業者の皆さまから多く寄せられるご質問の公表や相談窓口一覧の更新等を行っているところであり、また、インボイス制度に関連した各種相談体制・支援策等については、制度開始後においても、引き続き継続する予定となっております。

これまで数次にわたり周知の御協力をお願いしてまいりましたが、インボイス制度の円滑な定着に向けて、貴団体傘下の建設業者やその取引先における対応を的確に進めていただく観点から、引き続き、周知活動に関しまして、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

資料-1 [お問合せの多いご質問](#)

資料-2 [インボイス制度に関する相談窓口一覧](#)

資料-3 [インボイス制度開始後において特にご留意いただきたい事項](#)

資料-4 [登録申請書のき方 フローチャート](#)

資料-5 [インボイス制度ご不明点はありませんか？（チラシ）](#)

資料-6 [令和 5 年 1 0 月 1 日インボイス制度開始（チラシ）](#)

※資料-1~資料 6 はクリックしてご覧ください

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課

